

廃棄物の種類別受入に関する事項

ただし、福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者については、「別表第3」の受入数量に関する項目を適用しない

区分	A 木・竹くず類(1/2)		表中受入数量は1法人(者)1日最大量 工場へ搬入する物はガラス、金属等の不燃性のものを除去すること 「事業者による搬入は不可」としている品目であっても、民間の木くず再資源化施設で受入れ不可の場合は搬入を認めることがある 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている品目についても原則受入れる	
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
木製家具類	タンス、テーブル、机、キャビネット、本棚、サイドボード、食器棚、椅子、ベッド(木枠のみ)	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること 金属、ガラス、鏡を取り除くこと(釘、取手程度は除去不要)	工場1トン
木製建具		臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること ガラスを除去すること	工場1トン
生木・剪定樹木・枯れ木(亜熱帯植物、毒性のある樹木、を除く)			搬入禁止 民間のせん定枝等再資源化施設を利用すること	
亜熱帯植物	シロ・ソテツ	(直径25cm以下のもの) 臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	産業廃棄物は搬入不可	工場2トン
		(直径25cmを超えるもの) 2m以下		埋立場2トン かつ4m <sup>3</sup>
毒性のある樹木	夾竹桃(キョウチクトウ)	(直径25cm以下のもの) 臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	産業廃棄物は搬入不可	工場2トン
		(直径25cmを超えるもの) 2m以下		埋立場2トン かつ4m <sup>3</sup>
竹		臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること 土砂等を除去すること	工場1トン
草・わら・つる・落ち葉	草・生花・芝生・竹の葉・ダンチク(暖竹:イネ科の多年草)	臨海工場、西部工場 2m以下 東部工場 1m以下	土砂等を除去すること。草については、木くずと混載の場合は原則として民間の再資源化施設を利用すること	工場2トン
芝生(土砂が付着し除去できないもの)		1m以下×1m以下	原則として土砂を除去し、工場に搬入すること 埋立場への搬入は、土砂が除去できない場合に限る	埋立場2トン かつ4m <sup>3</sup>
根株	亜熱帯植物以外	1m以下×直径1m以下	事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること。埋立場に搬入する場合は、根株に付属する幹部の最大の長さは20cm以内とし、極力根株のみとする	埋立場1トン かつ2m <sup>3</sup>
	亜熱帯植物		産業廃棄物は搬入不可	

区分	A 木・竹くず類(2/2)	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 工場へ搬入する物はガラス、金属等の不燃性のものを除去すること 「事業者による搬入は不可」としている品目であっても、民間の木くず再資源化施設で受入れ不可の場合は搬入を認めることがある 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている品目についても原則受入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
廃木材	角材、板材、パレット、家屋解体くず、型枠材、コンパネ、枕木、木杭、丸太、木製電柱、ウッドデッキ、看板、すのこ、ホート、ヨット、浴槽	(直径(厚み)25cm以下のもの) 臨海工場、西部工場2m以下×1m以下 東部工場 1m以下×1m以下	事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること。土砂、金具等を除去すること	工場1トン
		(直径(厚み)25cmを超えるもの及び不燃性のもの) 2m以下	事業者による搬入は不可 民間の木くず再資源化施設を利用すること。土砂、金具等を除去すること	埋立場1トン かつ2m <sup>3</sup>
木粉			産業廃棄物は搬入不可 可燃性容器詰めすること(1個あたり50kg以下)	工場500kg
生活雑貨類	よしず、すだれ、木製おもちゃ、木製ギター、籐製品	臨海工場、西部工場 2m以下×1m以下×0.7m以下 東部工場 1m以下×1m以下×0.7m以下	産業廃棄物は搬入不可 金具を取り外すこと	工場100kg